

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 横浜町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	98.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8	%
全職員	80.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	0	%
本庁課長相当職	97.4	%
本庁課長補佐相当職	96.4	%
本庁係長相当職	99.6	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.3	%
31～35年	0	%
26～30年	89.1	%
21～25年	88.0	%
16～20年	126.2	%
11～15年	113.6	%
6～10年	89.3	%
1～5年	80.1	%

【説明欄】

- ・任期の定めのない職員について、男性職員の方が女性職員よりも、世帯主や住居の契約者として扶養手当や住居手当を受給しており、合計給与に差異が生じる要因となっている。
- ・職員を数える単位として常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。